

経税部
だより

相続税対策としての贈与税制度の活用

税理士 清家 裕

2015(平成27)年1月1日以降、相続又は遺贈により取得する財産にかかる相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、相続税の負担が増えている。表1の「相続税額早見表」は、相続税の負担がどれ位になるのかの目安である。最近、相続税対策に関心が高まっているが、相続税対策は信頼できる税理士などによく相談した上で実行するべきである。

2015(平成27)年1月1日以降、相続又は遺贈により取得する財産にかかる相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、相続税の負担が増えている。表1の「相続税額早見表」は、相続税の負担がどれ位になるのかの目安である。最近、相続税対策に関心が高まっているが、相続税対策は信頼できる税理士などによく相談した上で実行するべきである。

1. 贈与税の基礎控除

贈与税は贈与で財産をもらった者に課税される。1月1日から12月31日の1年間に贈与でもらった財産の合計額から基礎控除100万円を控

除した残額にかかる。贈与税も累進税率になっていく。なお、1年間にももらった額の合計額が100万円以下なら贈与税はかからない。したがって、生前に贈与する側から言えば、配偶者、子

2. 扶養義務者相互間の生活費・教育費

扶養義務者相互間で生活費や教育費に充てられた金額が贈与とされている場合には、贈与税は非課税である。ただし、一括で贈与した場合は課税される。

3. 公益事業用財産の贈与

宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う一定の者が、贈与により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの、贈与税は非課税である。

4. 特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権

特定障害者(特別障害者及び一定の障害者)が、特定障害者扶養信託の贈与を受けた場合には、一定の要件のもとに信託受益権の価額のうち6千円(特別障害者以外は3千円)までの金額は、贈与税は非課税である。

5. 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の贈与又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与には、一定の要件を満たせば課税価格から200万円を限度として配偶者控除の適用がある。基礎控除100万円を含めると210万円まで、贈与税はかからない。

6. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

2015(平成27)年1月1日から2019(平成31)年6月30日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等するための資金の贈与を受けた場合、一定の要件を満たしている者については、一定金額を超えない限り、贈与税は非課税となる。ただし、住宅用家屋の取得等に係る契約を2019(平成31)年6月30日までに締結している場合に限られる。

7. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

2013(平成25)年4月1日から2019(平成31)年3月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属(贈与者)が、金融機関に30歳未満の子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金については受贈者1人につき1500万円(学校等以外)まで、贈与税が課税される。

8. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

2015(平成27)年4月1日から2019(平成31)年3月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属(贈与者)が、金融機関に20歳以上50歳未満の子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出した場合、この資金については受贈者ごとに1千万円(結婚資金は300万円)を上限として、贈与税は非課税である。結婚資金は、挙式費用、衣装代等の婚

9. 特例税率の活用

2015(平成27)年1月1日から贈与税の税率が変更になり、表2「暦年課税の贈与税の速算表」の通り、一般税率と特例税率の2種類になった。特例税率とは父母や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた者が年

10. 相続時精算課税制度の選択

相続時精算課税制度は、相続税の負担が軽減される。この制度は、100万円の制度)との選択ができる。この制度の選択後は、この制度を利用する贈与者間では暦年課税制度の適用はできなくなる。

以上、相続税対策として活用できる主な贈与税制度を紹介した。いずれも「入口程度」の説明である。適用要件が複雑であるため、実行される場合には、詳しく検討する必要がある。

(注)表1、表2は「月刊保団連」臨時増刊号「特集/経営対策」2016 保険医の経営改善のために」(全国保険医団体連合会発行)より引用

表1 相続税額早見表

2015年1月1日以降に相続が発生した場合の税額早見表																
相続財産総額 (基礎控除前)	配偶者あり							配偶者なし								
	子1人		子2人		子3人		子4人		子1人		子2人		子3人		子4人	
	税額	負担率	税額	負担率	税額	負担率	税額	負担率	税額	負担率	税額	負担率	税額	負担率		
千円	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
5	40	1	10	0	0	0	0	0	160	3	80	2	20	0	0	0
6	90	2	60	1	30	1	0	0	310	5	180	3	120	2	60	1
7	160	2	113	2	80	1	50	1	480	7	320	5	220	3	160	2
8	235	3	175	2	138	2	100	1	680	9	470	6	330	4	260	3
9	310	3	240	3	200	2	163	2	920	10	620	7	480	5	360	4
10	385	4	315	3	263	3	225	2	1,220	12	770	8	630	6	490	5
12	580	5	480	4	403	3	350	3	1,820	15	1,160	10	930	8	790	7
15	920	6	748	5	665	4	588	4	2,860	19	1,840	12	1,440	10	1,240	8
18	1,370	8	1,100	6	993	6	900	5	4,060	23	2,740	15	2,040	11	1,720	10
20	1,670	8	1,350	7	1,218	6	1,125	6	4,860	24	3,340	17	2,460	12	2,120	11
25	2,460	10	1,985	8	1,800	7	1,688	7	6,930	28	4,920	20	3,960	16	3,120	12
30	3,460	12	2,860	10	2,540	8	2,350	8	9,180	31	6,920	23	5,460	18	4,580	15
40	5,460	14	4,610	12	4,155	10	3,850	10	14,000	35	10,920	27	8,980	22	7,580	19
50	7,605	15	6,555	13	5,963	12	5,500	11	19,000	38	15,210	30	12,980	26	11,040	22
100	19,750	20	17,810	18	16,635	17	15,650	16	45,820	46	39,500	40	35,000	35	31,770	32

注1) この表は、配偶者が遺産の2分の1を取得した場合の計算です。
 注2) 税額控除は、配偶者の税額軽減以外にはないものとしました。
 注3) 法定相続人の中に相続を放棄した者がいるときは、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数。
 注4) 養子がいる場合、養子の数は、実子がいる場合には1人、実子がない場合には2人に制限されます。ただし、税負担回避の養子は認められません。
 注5) 負担率は小数点以下、税額は1万円未満を四捨五入しました。

表2 暦年課税の贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	一般税率(注) (一般贈与財産)		特例税率(注) (特例贈与財産)	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	640万円
4,500万円超			55%	640万円

(基礎控除年間 110万円)

(注)「特例税率」とは、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率です。
 「一般税率」とは、それ以外の贈与財産に係る贈与税の税率です。